

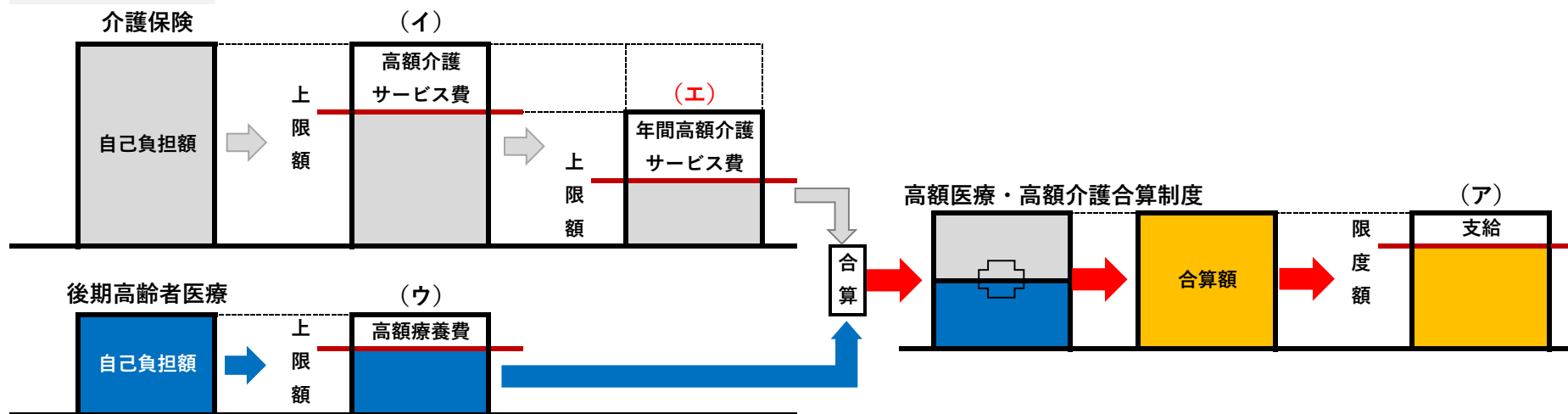
○ 「高額医療合算介護サービス費」及び「高額介護合算療養費」における支給額の計算について

利用者の負担を軽減するため別紙(ア)から(エ)までの給付(払い戻し)制度を設けています。

(ア)の「高額医療合算介護サービス費」及び「高額介護合算療養費」の支給額を計算する際に、自己負担額の合計から、(イ)「高額介護サービス費」と(ウ)「高額療養費」、更に(エ)「年間高額介護サービス費」を差し引くべきところ、(エ)を差し引かず計算したことにより、その分(ア)の支給額が本来の額より過大になりました。

正しい計算	誤った計算
(ア) = 自己負担額の合計 - (イ) - (ウ) - <u>(エ)</u> - 限度額(56万円)	(ア) = 自己負担額の合計 - (イ) - (ウ) - 限度額(56万円)

◆ 正しい計算



◆ 誤った計算

